



本書ノ大キサヘ國定規格A列5

昭和二十二年十一月十四日 金曜日  
第千八百六十號

## ◇鳥取縣訓令甲第五十三號

訓  
令

各廳中一般

廢

鳥取縣終戰處理費物品出納規程を次のように定める。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

西伯地方事務所長をいゝ、物品會計官吏と稱するは出納長、分任物品會計官吏と稱するは涉外事務局長、會計課長、職業安定課長、建築課長及び主任繰出納員をいう。

第四條 物品の出納は物品出納命令官の命令によつて物品會計官吏又は分任物品會計官吏がこれを行わなければならぬ。

第五條 物品出納の命令は物品出納命令官の検印ある受入文は拂出の仕出文書を以てすることができる。

第六條 物品出納命令官は必要があると認めたときは、分任物品會計官吏のもとに物品取扱主任を置き共用物品等を取扱わせることができる。

第七條 連合軍に提供する物品の受拂は連合軍の要求により又はその要求を充足するため購入した場合及びその物品が連合軍の使用解除となり引渡しを受けた場合取扱細則による。

第三條 この規程に物品出納命令官と稱するは知事及び器具、器械備品、消耗品資材その他一切の動産をいう。

第二條 物品は備品、消耗品の二種に大別して整理しなければならない。但しその類別は鳥取縣國費所屬物品取扱細則による。

を受とし、連合軍への引渡しにより保管より離れた場合を拂とする。

第八條 分任物品會計官吏は別紙第一號乃至第二號様式により出納簿を設けその出納を記帳しなければならない。

第九條 分任物品會計官吏が物品を受け入れたときはこれを所管の倉庫に納置し保管しなければならない。

但し一時倉庫外に置くときは相當の取締をしなければならない。

第十條 分任物品會計官吏は輸入の物品を時々點検して失毀損を生じないよう注意すると共に既に交付した物品といえども取締上においては總て監督の責任を負はなければならない。

第十一條 物品保管の責任あるものがその保管に係る物品を故意若しくは不注意によつて亡失、毀損したときは、物品出納命令官はこれに對する辨償を命じなければならない。

第十二條 物品出納命令官は物品會計官吏をして隨時分

任物品會計官吏保管の物品を物品出納簿にて現品と照合し使用の適否を検査させなければならぬ。

第十三條 物品會計官吏は前條の権限の點検を終了後十日以内に其の結果を物品出納命令官に報告しなければならない。

第十四條 分任物品會計官吏は計算證明規則第五十一條の第十號様式に準じ物品出納計算書を調製し、毎月分を翌月十日限り物品會計官吏に差出さなければならぬ。

第十五條 この規程に定めるもの、外物品の出納についてでは物品會計規則及大藏省物品出納規程並に鳥取縣國費所屬物品取扱細則による。

#### 附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

從來日本銀行假勘定によつて購入した物品及びこの規程施行前に終戦處理費を以て購入した物品については、物品出納命令官の命令により分任物品會計官吏が取り扱つたものとみなし物品出納簿に記帳しなければならない。

八頭地方事務所管内において縣稅検査章並びに縣稅滞納者財產差押證票を次のように返納した。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 返納年月日 所屬廳名 職名 氏名  
縣稅檢 四一 昭和廿二年十一月廿七日返納 八頭地方事務所 平尾 生

同 四三 同十日返納 同 同 谷口菊藏  
縣稅滞納 者財產差押證票 同廿七日返納 同 同 平尾 生

同 四一 同十日返納 同 同 谷口菊藏  
縣稅滞納 者財產差押證票 同廿七日返納 同 同 平尾 生

月 日 摘 要 工事名 款 拂 別

工事材料品出納簿(物品ノ名稱別ニ  
口座ヲ設ケルコト) 位

#### 第一號様式

#### 品 目

年 摘 要單價 越高買入返却其他 計 款 在庫者

月 日

#### 第二號様式

#### 品 目

年 摘 要單價 越高買入返却其他 計 款 在庫者

月 日

#### ◆鳥取縣告示第五百十三號

昭和二十二年七月三十日農林省令第六十三號青果物及漬物配給規則第十二條の規定に基き青果物の生産地域別出荷機關を次のよう認可登録した。

告 示

00497

88400

生産地域 登録番號 出荷機関名 所在地 登錄者氏名

鳥取市 二 日農青果物出荷組合 米子市 二 同 角盤町三丁目六

同 三 米子市蔬菜出荷組合 岩美郡 三 四 岩美郡青果物出荷組合聯合會

八頭郡 五 八頭郡園藝組合聯合會 氣高郡 五 六 氣高郡西部園藝組合聯合會

同 七 同 東部同 豊伯郡 七 八 久米青果物出荷組合

同 九 同 鉢友同 西伯郡 九 十 由良地區青果物出荷組合

同 十一 同 田農兩伯同 西伯郡 九 同 司馬賀茂村弓ヶ瀬

同 十二 同 汗入同 西伯郡 九 同 大高村

同 十三 同 箕蚊屋七ヶ村同 西伯郡 九 同 住 所 水野能町五

同 十四 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 所子村國信五四四

同 十五 同 由良町由良宿 西伯郡 九 同 住 所 西尾次男

同 十六 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 堤島計治

同 十七 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 加藤龍夫

同 十八 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 藤岡重美

同 十九 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 足鹿嘉藏

同 二十 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 足鹿覺

同 二十一 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 竹谷正信

同 二十二 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 吉井泰治

同 二十三 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 大橋安正

同 二十四 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 坂本桑太郎

同 二十五 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 西尾圭介

同 二十六 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 深田義人

同 二十七 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 島澤太郎

同 二十八 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 近池利勝

同 二十九 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 福本嘉藏

同 三十 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 足鹿利勝

同 三十一 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 竹谷正信

同 三十二 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 吉井泰治

同 三十三 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 大橋安正

同 三十四 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 坂本桑太郎

同 三十五 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 西尾圭介

同 三十六 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 深田義人

同 三十七 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 島澤太郎

同 三十八 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 近池利勝

同 三十九 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 福本嘉藏

同 四十 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 足鹿利勝

同 四十一 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 竹谷正信

同 四十二 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 吉井泰治

同 四十三 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 大橋安正

同 四十四 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 坂本桑太郎

同 四十五 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 西尾圭介

同 四十六 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 深田義人

同 四十七 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 島澤太郎

同 四十八 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 近池利勝

同 四十九 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 福本嘉藏

同 五十 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 足鹿利勝

同 五十一 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 竹谷正信

同 五十二 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 吉井泰治

同 五十三 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 大橋安正

同 五十四 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 坂本桑太郎

同 五十五 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 西尾圭介

同 五十六 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 深田義人

同 五十七 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 島澤太郎

同 五十八 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 近池利勝

同 五十九 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 福本嘉藏

同 六十 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 足鹿利勝

同 五十一 同 伊勢一三〇 東伯郡 九 同 住 所 竹谷正信

00498

28100

◆鳥取縣告示第五百十五號

價格等取締規則第二條による届出を次のよきに受理した。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

届出人、住所、姓名

米子市岩倉町四六

茂理 実

品名 単位 販賣業者販賣價格  
營養代用食 一個三〇匁以上 五圓〇〇

◆鳥取縣告示第五百十七號

物價統制令第四條の規定により黃蜀葵の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百三十七號(黃蜀葵の販賣價格の統制額指定の件)はこれ廢止する。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

届出人、住所、姓名

米子市岩倉町四六

茂理 実

品名 単位 販賣業者販賣價格  
營養代用食 一個三〇匁以上 五圓〇〇

◆鳥取縣告示第五百六號

價格等取締規則第二條の規定により届出があつたので受理した。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

届出人、住所、姓名

米子市岩倉町四六

茂理 実

品名 単位 販賣業者販賣價格  
營養代用食 一個三〇匁以上 五圓〇〇

◆鳥取縣告示第五百六號

價格等取締規則第二條の規定により届出があつたので受

理した。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

届出人、住所、姓名

米子市岩倉町四六

茂理 実

品名 単位 販賣業者販賣價格  
營養代用食 一個三〇匁以上 五圓〇〇

並　五〇、〇〇　五一、五〇　四〇、〇〇　四一、二〇  
一、本表價格は賣主の庭先又は店先渡しの價格とし荷造  
費を含むものである。

二、上とは青莖五分未滿のもので根廻り（切口より一寸  
乃至二寸の間において最も大きい部分）一寸五分以上、  
病虫害痕なく鬚根少ないものをいふ、並とはその他の  
ものをいふ。

## 正誤

昭和二十二年十月三十一日付鳥取縣公報號外中、次のよ  
うに正誤する。

條項

正

誤

第五條中　一 岩美地方事務所主　岩美地方事務所主  
任縣出納員　任出納員

第十五條第二項中　一 を加へる　に改める

第四十九條ノ一中　前渡

前途

第一百七條中　正歲入歲出外現金拂　歲入歲出外現金渡

第五十一條ノ一　第五十一條ノ二　第五十二條ノ二

昭和二十二年十一月十四日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

發行者

鳥取縣鳥取市東町  
鳴取縣鳥取市東町

印刷所

鳥取縣印 刷 所

第一百十三條中　又資金ノ前渡ヲ　交資金ノ前送ヲ  
第一百五十九條ノ二　第一百五十九條ノ二　第一百五十條ノ二  
第二百四十三條　第一百四十三條　第三百四十三條  
第六條第一項中「縣出納吏」を「縣出納員」に改める。  
第十五號式中「收支命令者官職」を「出納長（縣出納  
員）」に改める。

第一百九十九條中　出納長及縣出納員　出納長及出納員

第二百四十三條　第一百四十三條　第三百四十三條  
第六條第一項中「縣出納吏」を「縣出納員」に改める。  
第十五號式中「收支命令者官職」を「出納長（縣出納  
員）」に改める。